説 明 資料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

令和元年8月21日(水) 国 税 庁

目 次

1	税務手続の電子化や適正・公平な課税・徴収等に係る国税庁の主な取組等	• • • • • 1
2	「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況~スマート税務行政の実現に向けて~	2
3	税務手続の電子化に係る今後の取組・課題等(主なもの)	20
4	キャッシュレス納付の推進に向けた今後の取組	• • • • 32
5	シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応	• • • • 3!

税務手続の電子化や適正・公平な課税・徴収等に係る国税庁の主な取組等

- 国税庁においては、近年、税務行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、各種の課題に的確に対応するため、 将来の姿を含む今後の方向性やこれまでの取組状況等について、積極的に公表しているところ。
- 〇 引き続き、最新の社会・経済や技術の動向なども踏まえつつ、各種施策の実現に向けて適時に見直しを 行いつつ、計画的に取り組んでいく。

平成29年6月

「税務行政の将来像」

【概要】

概ね10年後のイメージを示したもので、ICTの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を柱として、「スマート税務行政」に進化していくことを示したもの。

平成31年1月

「『国際戦略トータルプラン』に基づく取組状況」

【概要】

平成28年10月に公表した国際課税の取組の現状と今後の方向性を取りまとめた「国際戦略トータルプラン」について、その取組状況を取りまとめたもの。

令和元年6月

「『税務行政の将来像』に関する最近の取組状況~スマート税務行政の実現に向けて~」 【概要】

「税務行政の将来像」の公表から約2年が経過したことを踏まえ、これまでの間に具体的に実現した取組 や今後の課題を改めて整理した上で、最近の取組状況として、主なものを紹介したもの。

同

「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応」

【概要】

近時、シェアリングエコノミー等の新分野の経済活動が広がりを見せている中、こうした分野に対する適正申告のための環境作りに努めるとともに、情報収集を拡充させる取組を国税庁における重要課題の一つとして推進していくにあたり、その取組内容を公表することとしたもの。

「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況 ~ スマート税務行政の実現に向けて ~

令和元年(2019年)6月21日 国 税 庁

はじめに

- 財務省設置法第19条には、国税庁の任務として、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現が定められており、申告納税制度の下で、**納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現すること**が、国税庁の使命とされています。そのため、国税庁では、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正・公平な課税・徴収に努めています。
- 税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、今後とも、納税者の皆様の理解と信頼を得て、国税庁の使命を十分に果たしていくためには、その時々における課税・徴収上の個々の課題に的確に対応していくことはもとより、経済社会の急激な変化に税務行政が的確に対応できるよう、中長期的に国税庁が向かうべき将来像を明らかにし、そこに向けて着実に取り組んでいくことが重要と考えられます。このため、平成29年6月に、「税務行政の将来像」(以下、「将来像」という。)を取りまとめ、公表したところです。
- 「将来像」は、おおむね10年後のイメージを示したもので、ICTの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の 効率化・高度化」を柱として、「スマート税務行政」に進化していくことを示しています。
- 今回は、将来像の公表から約2年が経過したことを踏まえ、これまでの間に実現又は具体化した取組や今後の課題を改めて整理(資料4頁参照)した上で、最近の取組状況として、主なものを紹介します。
- 国税庁では、引き続き、必要なインフラ整備や業務改革を進めながら、「スマート税務行政」の実現に向けて計画的に取り 組んでまいります。

令和元年6月21日 国税庁

CONTENTS

はじめに	1	
税務行政の将来像〜スマート化を目指して〜(平成29年6月版)【抜粋】 スマート税務行政の実現に向けて	4	} 1
I 納税者の利便性の向上	5	<u>.</u>
税務手続のデジタル化(個人の皆様向け) 【取組例①】スマートフォン・タブレットによる電子申告 【取組例②】年末調整手続の簡便化 【取組例③】マイナポータルを活用した確定申告の簡便化のイメージ 税務手続のデジタル化(法人の皆様向け) 【取組例④】申告データの円滑な電子提出のための環境整備 【取組例⑤】企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化 税務相談の効率化・高度化(税務相談の将来イメージ) 【取組例⑥】チャットボットの導入 税務署窓口のスマート化 【取組例⑦】納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進)) 1 2
 課税・徴収の効率化・高度化 調査・徴収の効率化・高度化のイメージ 【取組例®】データ活用による事務の効率化・高度化に向けた取組情報収集の拡大 【取組例⑨】CRSに基づく非居住者金融口座情報(CRS情報)の自動的情報交換による情報の拡充【取組例⑩】情報照会手続の整備複雑困難事案への対応(新しい経済取引への対応等) 	13	3 4 5 5
Ⅲ情報システムの高度化	20)
将来像実現に向けた情報システムの高度化の取組	20)
TV	21	

「税務行政の将来像」

~ スマート化を目指して ~

環境の変化

ICT・AIの進展

マイナンバー制度の導入

経済取引のグローバル化

定員の減少と申告の増加

調査・徴収の複雑・困難化

検討の目的

納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要。

将来像

スマート税務行政

(ICTの活用による納税者の利便性の向上と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保)



ICT社会への 的確な対応

税務手続の 抜本的な デジタル化



税務署に 出向かず簡便 に手続が完了



納税者の利便性の向上 (スムーズ・スピーディ)

カスタマイズ型の情報配信

税務相談の自動化

申告・納付のデジタル化の推進

課税・徴収の効率化・高度化 (インテリジェント)

申告内容の自動チェック

軽微な誤りのオフサイト処理

調査・徴収でのAI活用



重点課題への的確な取組

国際的租税回避への対応

富裕層に対する 適正課税の確保

大口・悪質事案 への対応

情報システムの高度化

内部事務の集中処理

地方公共団体等との連携・協調

※ この将来像は、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものである。 その実現に向けては、e-Taxの使い勝手の改善等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組んでいく。また、情報システムのユーザーとなる納税者のニーズを重視した検討を行っていく。

スマート税務行政の実現に向けて

「税務行政の将来像(平成29年6月)」の公表から令和元年6月までに実現又は具体化した取組及び今後の課題を整理し、引き続き、計画的かつ着実に取り組むことにより、スマート税務行政の実現を図る。

納税者の利便性の向上

税務手続のデジタル化

- e-Taxの推進
 - ・ 更なるe-Taxの使い勝手の向上
 - ・マイナポータルを活用した確定申告手続の電子化
- 年末調整手続の電子化

税務相談の効率化・高度化

- ICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置
- チャットボットの導入
- 国税庁ホームページの掲載情報の充実

税務署窓口のスマート化

- 納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進
- 納税証明書の発行の電子化・簡便化
- I C T を活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置(再掲)

課税・徴収の効率化・高度化

調査等の高度化

- 情報収集の拡大
 - ・ CRS情報の積極的な活用、情報照会手続を活用 した的確な情報収集など
- 情報分析の高度化
 - ・機械学習技術による選定の高度化の検討、大量データのマッチング分析 など
- 複雑困難事案への対応
 - ・ 国際的租税回避への対応
 - ・富裕層に対する適正課税の確保
 - ・消費税の適正課税の確保
 - ・大口・悪質事案への対応
 - ・新しい経済取引への対応

徴収の効率化・高度化

インフラ整備と業務改革

情報システムの高度化(業務フロー見直しと一体的に実施)

内部事務の集約処理

外部機関との連携強化 (地方公共団体等、税理士会・ 関係民間団体、外国税務当局)

税務手続のデジタル化 (個人の皆様向け)

【取組例①】スマートフォン・タブレットによる電子申告

【平成31年1月~】

- ○スマートフォンやタブレットから国税庁ホームページで提供している確定申告書の作成システムにアクセスすると、スマートフォンなどに最適化したデザインの画面(スマホ専用画面)が表示され、スマホ申告が利用可能となりました。
- ○スマホ申告でe-Taxを行うためには、税務署員との対面により本人確認を行った上で交付された ID・パスワードが必要です。
- ●「スマホ専用画面」が利用可能な手続を、順次拡大します。【令和2年1月~】 【スマホ専用画面の利用対象者等】※下線部が30年分との変更点

スマホ専用画面 給与所得の入力 給与の源泉徴収票をお手元に用意して、入力してください。 源泉徴収票の入力 支払金額(円) 総与所得控除後の金額(円) ※入力不要です。 所得控除の額の合計額(円) 源泉徴収税額(円) 源泉徴収税額が2段で記載(内書き・円) 2

項目	平成30年分	令和元年分
収入	給与所得(年末調整(年調)済1か所)	給与所得(年調済1か所、 <u>年調未済、2か所以上に対応</u>) 公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	医療費控除、寄附金控除	全ての所得控除
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除、 <u>災害減免額</u>
その他		予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書(案内のみ)

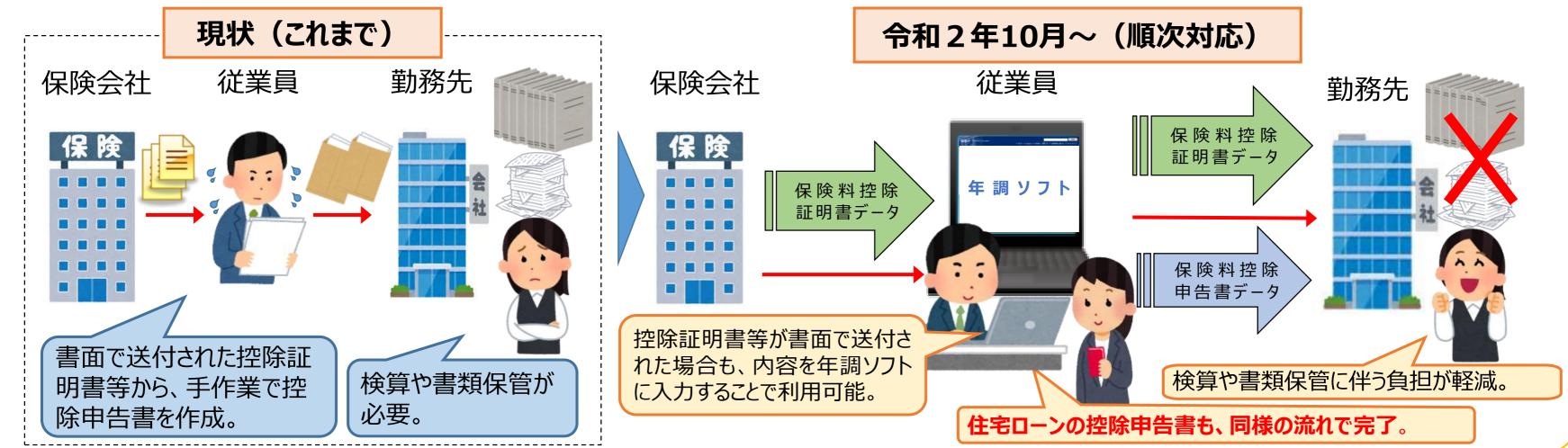
- マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォン ^(※) を使えば、マイナンバーカードの電子証明書を用いたe-Tax送信が可能になります。 【令和 2 年 1 月 ~ 】
- (※) マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン(Android端末のみ)は令和元年6月7日時点において71機種。

税務手続のデジタル化 (個人の皆様向け)

【取組例②】年末調整手続の簡便化

ICTの活用による年末調整手続の簡便化のため、**年末調整控除申告書作成用ソフトウェア(年調ソフト)** (※) を無料で提供します。
【令和2年10月導入予定】

- ・ 作成可能な年末調整関係書類は、①保険料控除申告書、②住宅借入金等特別控除申告書、③扶養控除等(異動)申告書、④配偶者控除等申告書。 (注)上記申告書のほか、令和2年分以降の年末調整において追加される基礎控除申告書及び所得金額調整控除申告書についても対応予定。
- ・ 従業員は、国税庁ホームページから年調ソフトをダウンロードして利用可能(なお、勤務先がダウンロードした年調ソフトを従業員に配付して利用することも可能)。
- → 上記の①、②については、従業員が、保険会社等から入手した控除証明書等のデータを年調ソフトに取り込めば、控除申告書の所定の項目に自動入力(簡便・正確に控除申告書データを作成)。
- → 内容確認後、従業員はそのまま勤務先にオンライン提出可能。
- ※ 年調ソフトの仕様公開を通じ、民間ベンダー等が提供している給与システム等の開発も促進。

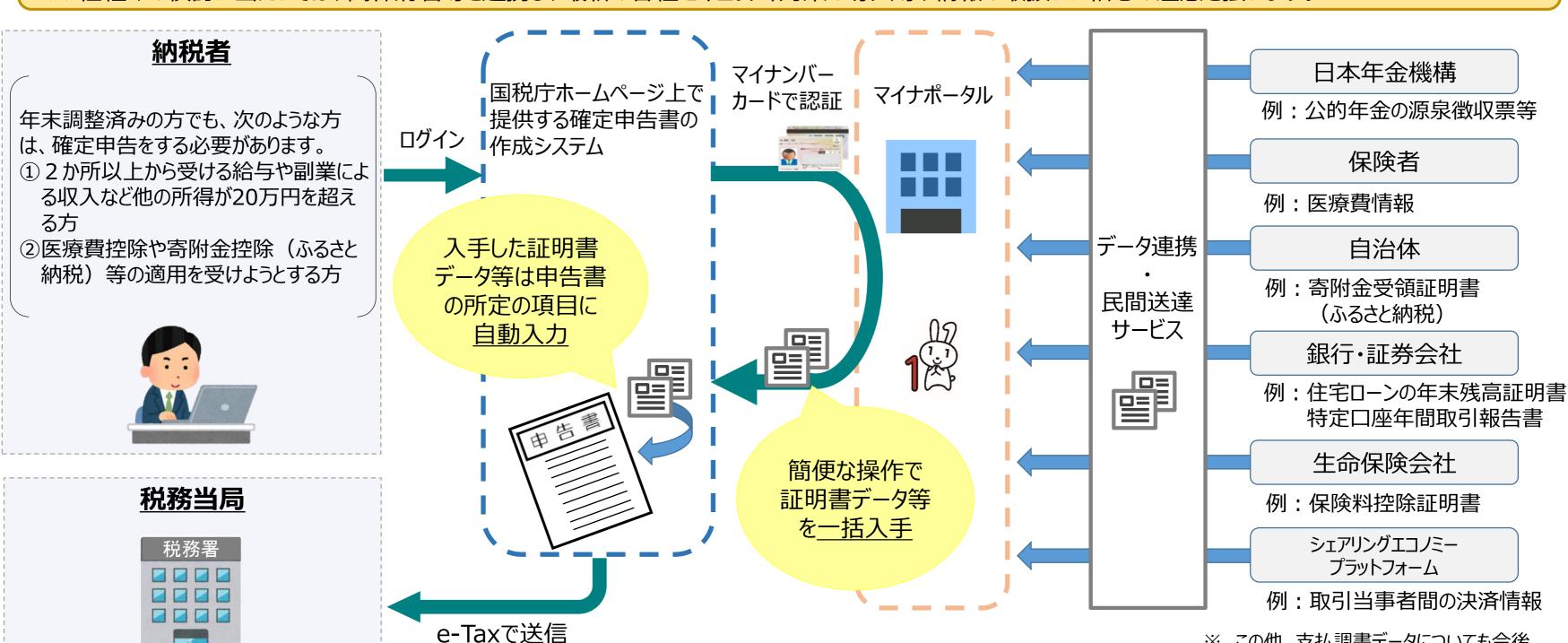


税務手続のデジタル化 (個人の皆様向け)

【取組例③】マイナポータルを活用した確定申告の簡便化のイメージ

確定申告に必要な控除証明書等の情報をマイナポータル経由で一括入手し、そのデータを確定申告書に自動入力できる仕組みの実現に向けた検討を行っています。

※ 仕組みの検討に当たっては、関係府省等と連携し、最新の各種セキュリティ対策の導入等、情報の取扱いに細心の注意を払います。



(注) 実施に当たっては、データ連携先機関等との所要の調整等が前提。

9

※ この他、支払調書データについても今後、可能なものから連携対象としていく予定。

して扱うことができます。

支払調書データについては、税理士が代理

税務手続のデジタル化 (法人の皆様向け)

【取組例④】申告データの円滑な電子提出のための環境整備

申告データを円滑に電子提出できる環境整備に取り組んでいます。

- ① 法人の電子申告の際の認証手続の簡便化【平成30年4月以後の申告から実施済み】
- ② イメージデータで送信された添付書類の紙原本の保存不要化【平成30年4月以後の申請等から実施済み】
- ③ 法人税申告書別表(明細記載を要する部分)のデータ形式の柔軟化【令和元年5月以後の申告から実施済み】 (注) 財務諸表についても、データ処理の円滑化の観点からデータ形式を柔軟化【令和2年4月以後の申告から実施予定】
- ④ e-Taxの送信容量の拡大【平成31年1月以後の申告から実施済み】
- ⑤ 添付書類の提出方法の拡充(光ディスク等による提出)【令和2年4月以後の申告から実施予定】
- ⑥ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化【令和2年4月以後の申告から実施予定】
- ⑦ 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除【令和2年3月以後の申告から実施予定】
- ※ これらの具体的な取組内容については、「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況(平成30年6月)を参照ください。 https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2017/syouraizou/pdf/syouraizo_3006.pdf

税務手続のデジタル化 (法人の皆様向け)

【取組例⑤】企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化

○ 法人設立オンライン・ワンストップ

これまで縦割り・バラバラだった手続をマイナポータルを活用してワンストップ化を実現。

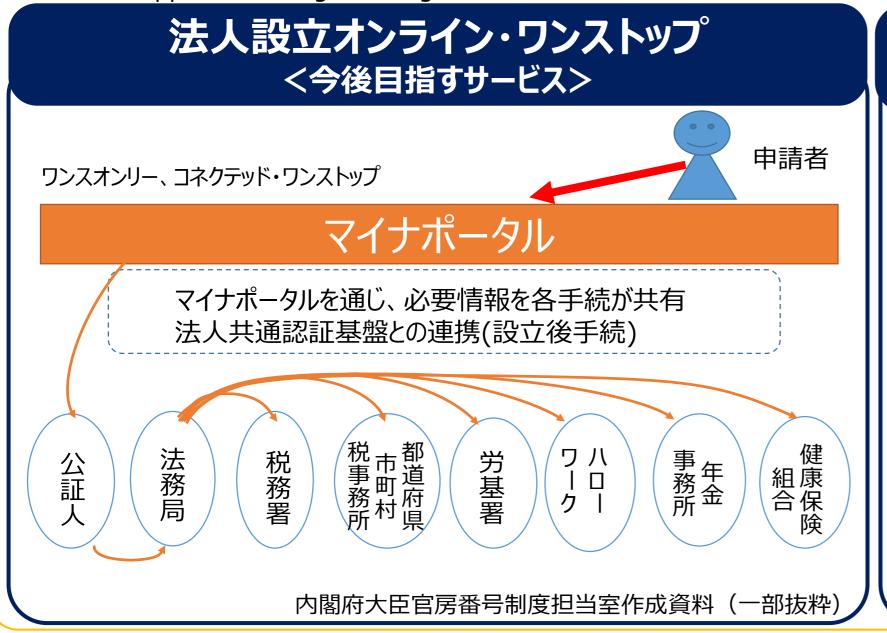
一令和元年度中:設立後の手続についてワンストップサービスを開始。

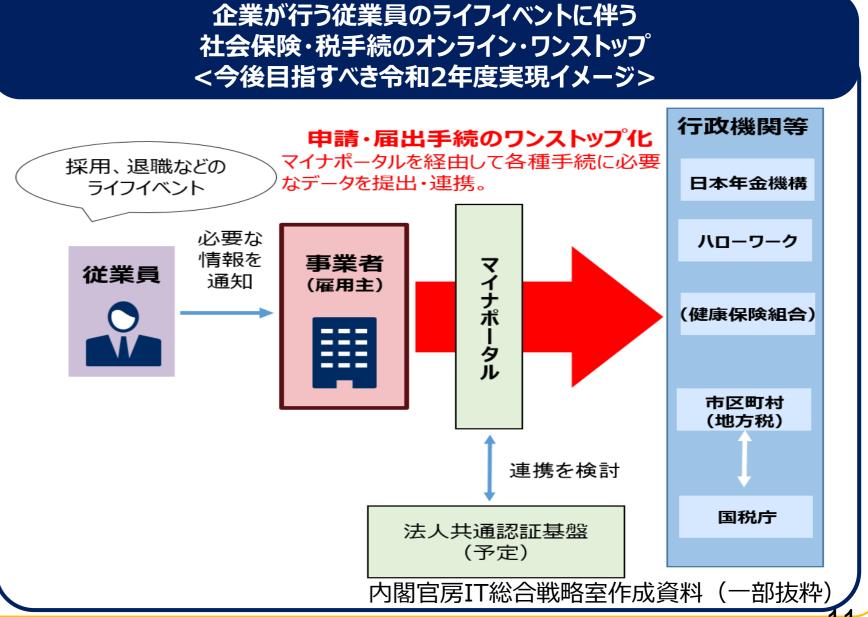
- 令和2年度中:設立時の手続(定款認証・設立登記)も含めたワンストップサービスを開始。

○ 企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険·税手続のオンライン・ワンストップ

従業員の採用、退職等のライフイベントに伴う社会保険・税手続等について、令和2年11月頃から順次、マイナポータルのAPI[※]を活用したオンライン・ワンストップ化を開始する。

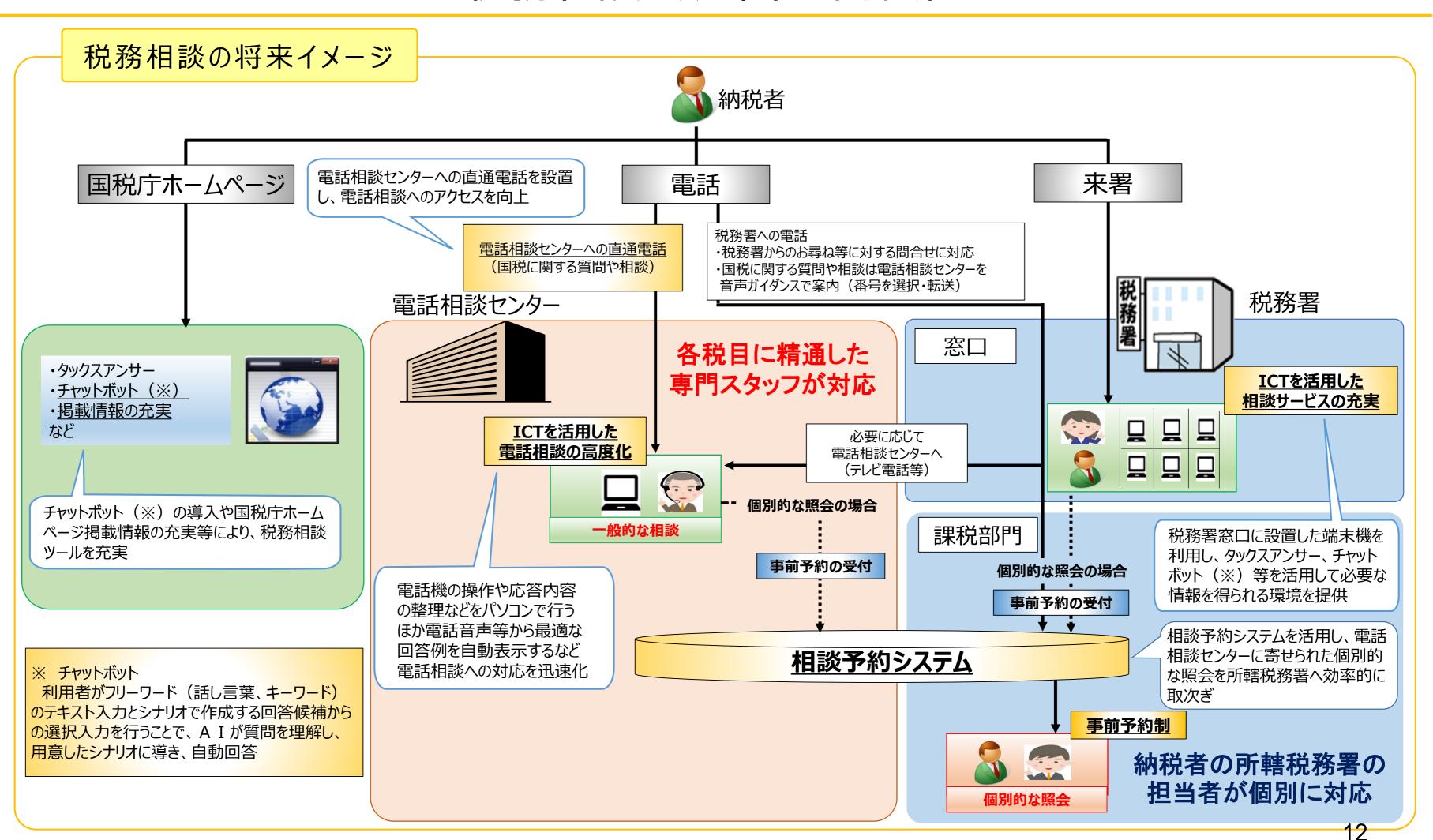
※API (Application Programming Interface):プログラムの機能を他のプログラムでも利用できるようにするための規約。





I 納税者の利便性の向上

税務相談の効率化・高度化



税務相談の効率化・高度化

【取組例⑥】チャットボットの導入

納税者のニーズへの対応、電話相談事務の効率化等を図るため、土日、夜間等の日時にとらわれない相談チャネルとして、チャットボットを導入します。

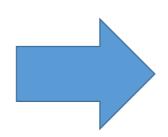


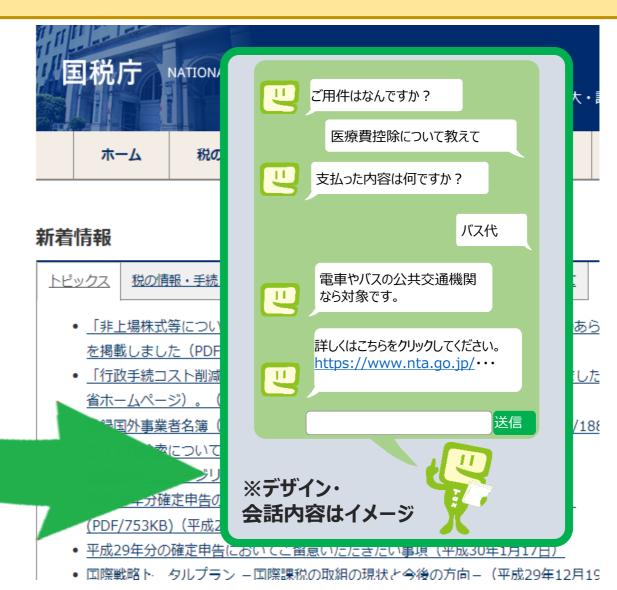
- ① アイコンをクリックするとチャットウィンドウが開く。
- ② チャットウィンドウに質問を入力すると、AIが自動回答する。 適切な回答ができないような質問をされた場合は、AIから質問をすること で、質問内容を補完する。

【令和元年度中に国税庁ホームページへ試験導入】

給与所得者及び年金受給者の確定申告に係る簡易な 質問に対応

- ・ 税務署の所在地などの案内
- ・ 医療費控除などの所得控除、住宅ローン控除
- · e-Taxの操作方法 等





【令和2年度中に運用開始】

・ 相談事例の蓄積・学習を繰り返しながら、順次対応範囲を拡大

税務署窓口のスマート化

【取組例⑦】納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進

これまでの取組

- インターネットバンキングなどを利用した電子納税 【平成16年6月導入済】
- コンビニ納付【平成20年1月導入済】
- ダイレクト納付 【平成21年9月導入済】
 - ※ ダイレクト納付とは、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できる手続。
- クレジットカード納付【平成29年1月導入済】

新たに実施した取組

- QRコードを利用したコンビニ納付の導入 自宅等において、国税庁ホームページ上で提供する確定申告書の作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして出力することで、コンビニでの納付手続が可能に。
 - ※ QRコード (PDF) をスマホに表示させて手続も可能。



【平成31年1月導入済】

今後の取組

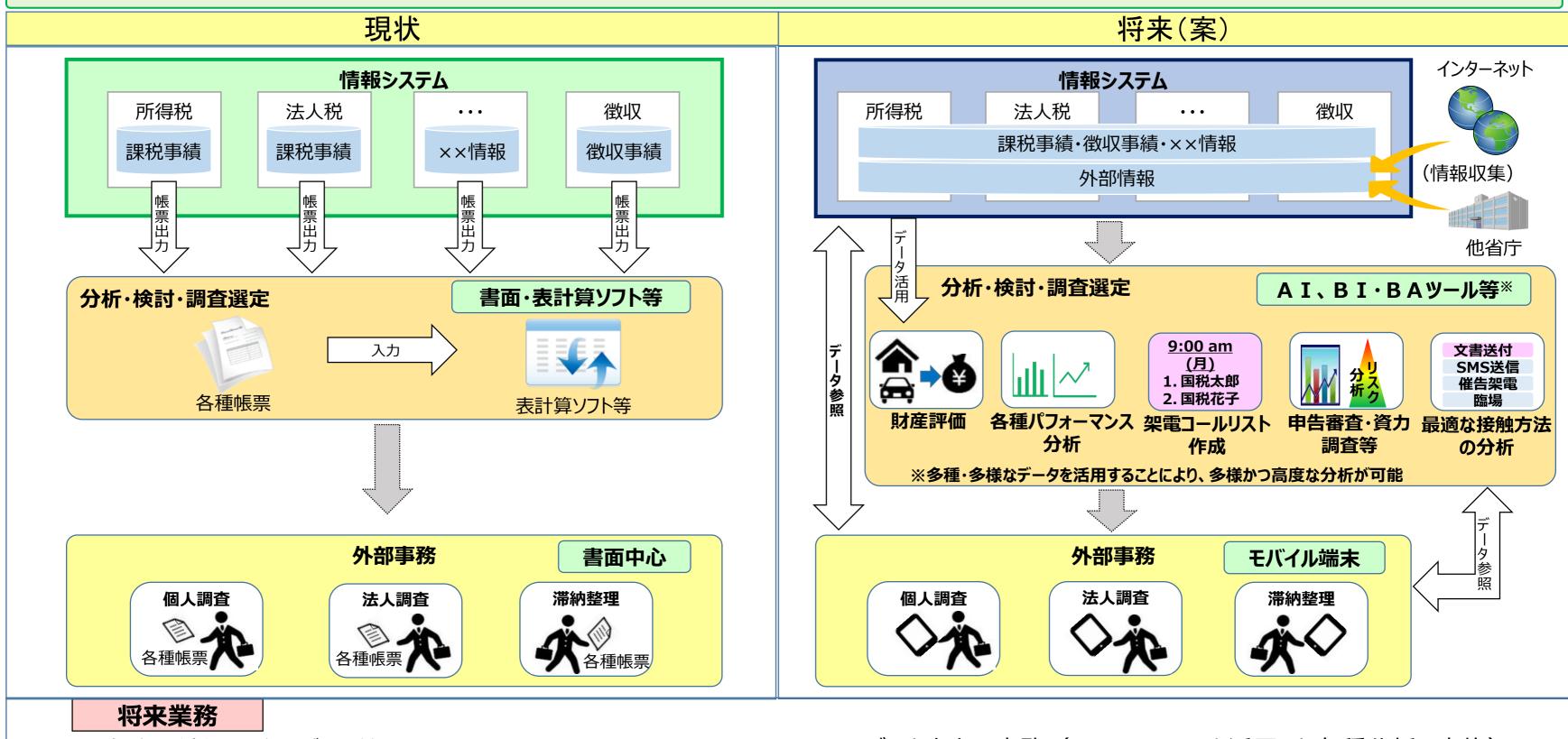
- 令和元年10月に全地方団体が電子納税を共同で収納する仕組みを導入予定であることから、これを踏まえ、国と地方団体が協力して利用勧奨することで、納付のキャッシュレス化を推進。
- 情報技術の今後の動向を見据えながら、納付手段の更なる多様化によるキャッシュレス化の推進について検討。

【順次実施】

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標。

調査・徴収の効率化・高度化のイメージ

情報の一元管理を図りながら、データを積極的に活用できるシステム及び組織作りを進めていきます。



- ✓ 事務系統横断的なデータ管理
- ✓ 情報収集の拡大(他省庁やインターネット上の情報)

- ✓ データ中心の事務(ICT・AIを活用した各種分析の実施)
- ✓ モバイル端末を活用した外部事務
- (注)1 検討に当たっては、最新の各種セキュリティ対策の導入等、極めて重要な納税者情報の取扱いに細心の注意を払います。
- (注)2 将来(案)については現在検討中のものであり、今後変更の可能性があります。
- ※ BI (Business Intelligence) ツール:大量のデータを分析・可視化し、迅速な意思決定を補助するツール。
- ※ BA(Business Analytics) ツール:統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

調査・徴収の効率化・高度化のイメージ

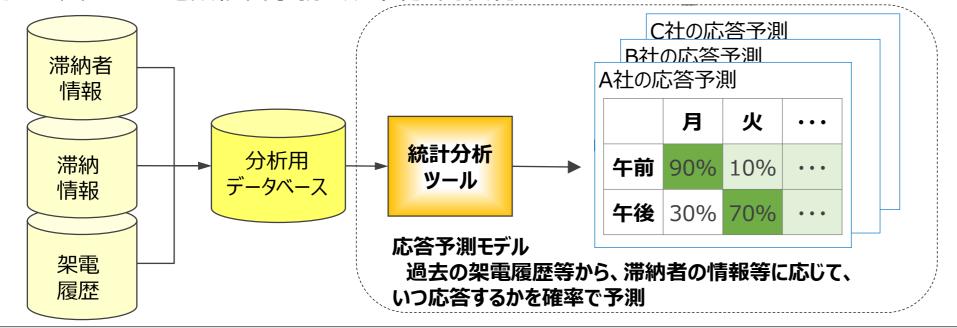
【取組例⑧】データ活用による事務の効率化・高度化に向けた取組

国税庁及び国税局にデータ活用を担当する職員を置き、次のような取組を推進。

これまでの申告内容や調査事績、法定・法定外資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、BAツール※等を用いて、加工・分析を行い有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。調査選定等の事務を効率化・高度化。



滞納者の情報(規模・業種等)や過去の架電履歴等を分析して応答予測モデルを構築。応答予測に基づき作成した効果的なコールリストにより、接触効率の向上を図ることで電話催告事務を効率化・高度化。



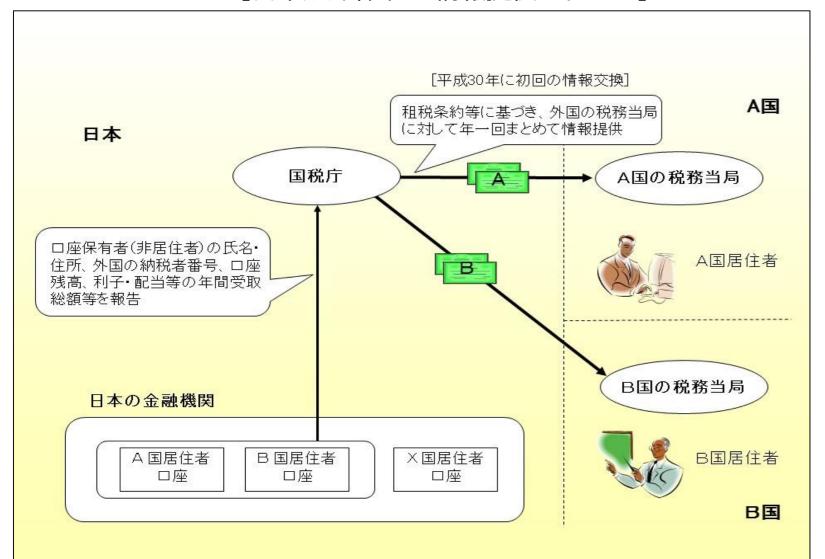
滞納者の情報等により、接触効率が高いと 予測される日時(曜日・時間帯等)を抽出 条件としたコールリストの自動作成を可能とする システムの構築を図る。

※ BA (Business Analytics) ツール:統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

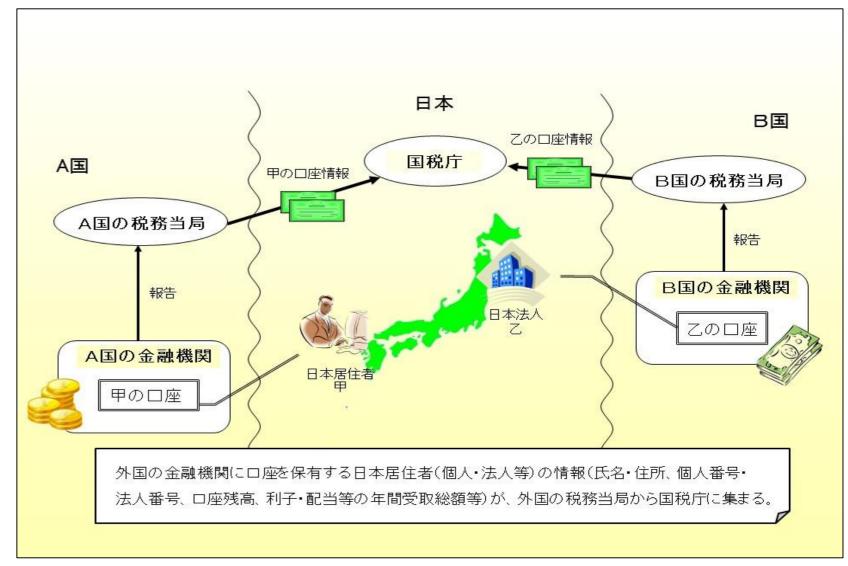
【取組例⑨】CRS[※]に基づく非居住者金融口座情報(CRS情報)の自動的情報交換による情報の拡充

- 各国の税務当局は、自国に所在する金融機関から非居住者が保有する金融口座情報の報告を受け、租税条約等の情報 交換規定に基づき、その非居住者の居住地国の税務当局に対し、その情報を自動的に提供する。
- 《日本の対応》
- 平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備(平成29年1月施行)。
- 国税庁は、平成30年以後、毎年4月末までに国内に所在する金融機関から報告を受け、その年の9月末までに外国の税務当局に対し情報提供を行うとともに、外国の税務当局から、その国の金融機関に日本の居住者が保有する金融口座に関する情報の提供を受ける。

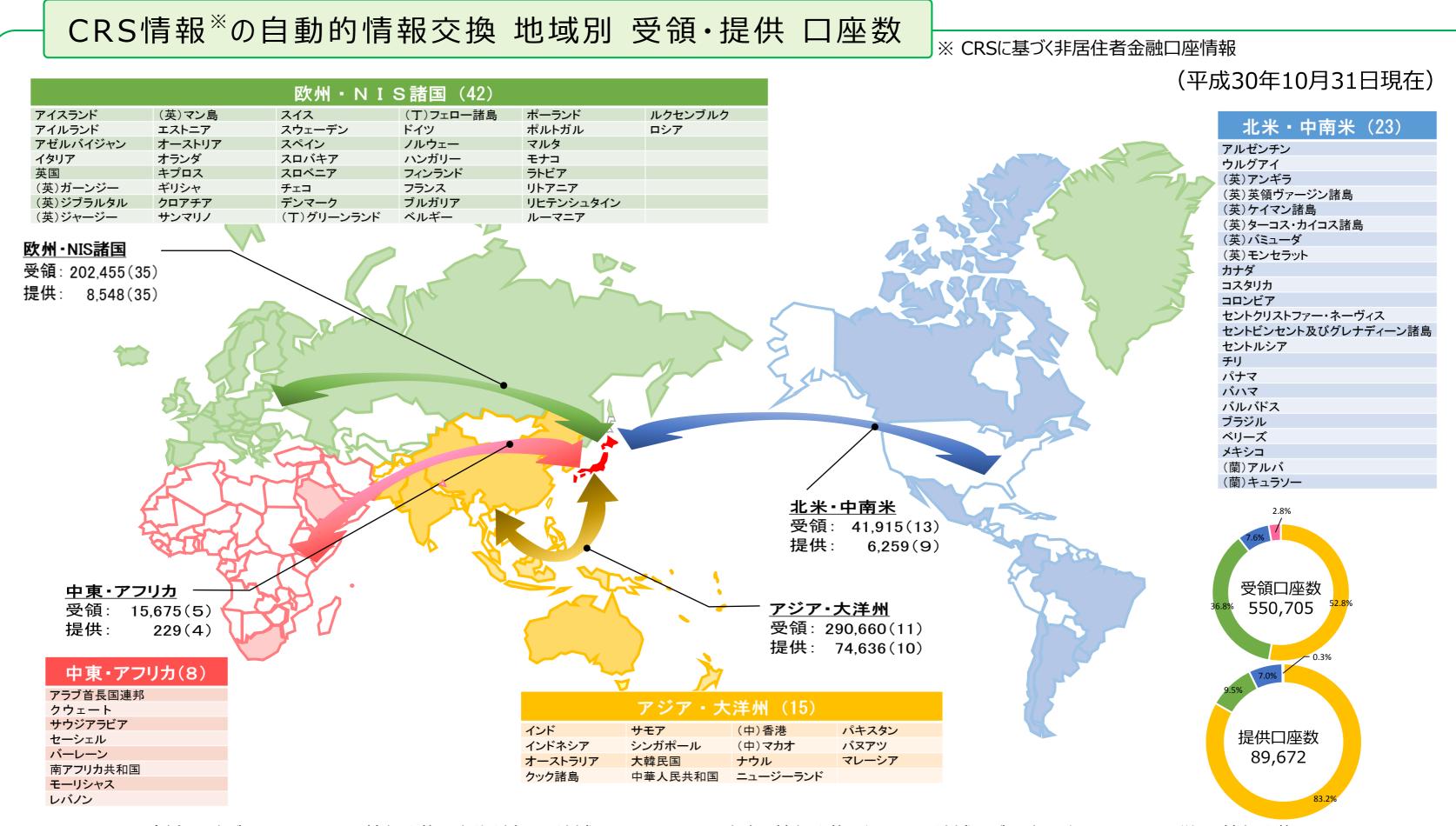
[日本から外国への情報提供のイメージ]



[外国から日本への情報提供のイメージ]



※ CRS:経済協力開発機構(OECD)が策定した非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準であるCommon Reporting Standardの略。

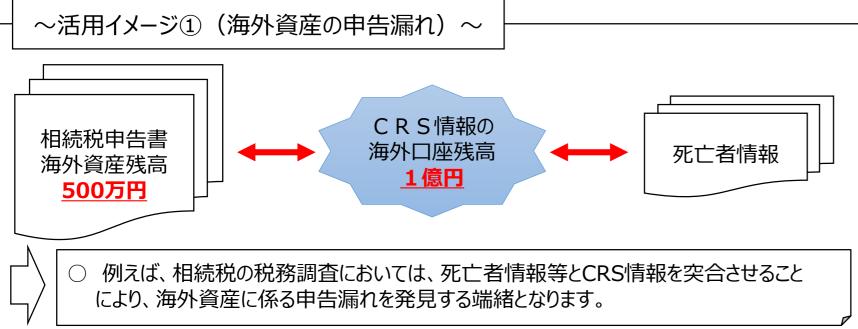


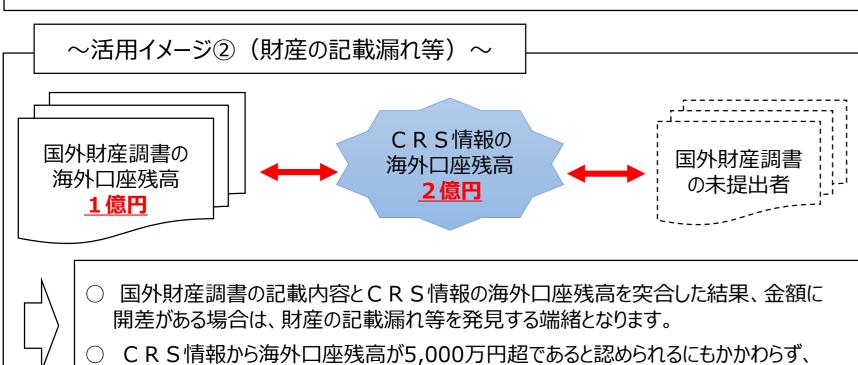
(注) 我が国とのCRSによる情報交換の実施対象国・地域を示しているため、実際に情報交換を行った国・地域及び平成30年までにCRSに従った情報交換の開始を表明した国・地域(平成30年10月31日現在:101か国・地域)とは一致しない。

CRS情報の活用イメージ・調査事例

- 国税庁においては、受領したCRS情報を活用し、利子・配当等の申告漏れ、相続財産の申告漏れを把握するほか、国外送金等調書、国外財産調書、財産債務調書、その他既に保有している様々な情報と併せて分析することにより、海外取引・海外資産を的確に把握し、課税上の問題が認められる場合には確実に税務調査等を実施しています。
- また、CRS情報は富裕層及び海外取引法人等の新規把握のほか、受領した情報そのものにより、その国と何らかの経済的関係を有していたことが 把握できるなど、海外への資産隠し等の検討をする上で、有益な情報となり得ます。

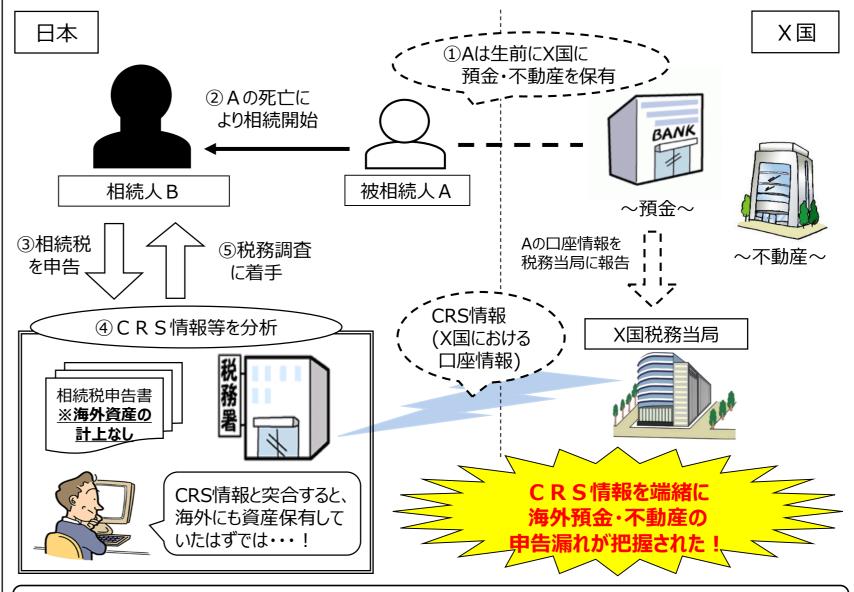
~CRS情報の活用イメージ~





国外財産調書が未提出である場合、未提出者に対して提出を求めます。

~調査事例~



【調査事例の概要】

被相続人Aの相続税申告において海外資産の計上は無かったものの、受領したCRS情報と 突合すると、X国の預金の申告漏れが想定されたため、調査に着手した。

調査の過程で、X国の預金が相続財産であることが判明し、さらにAが生前にX国に不動産を保有しており、当該不動産についても相続税の申告漏れがあったことが判明した。

-19

【取組例⑩】情報照会手続の整備

暗号資産(仮想通貨)取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、令和元年度税制改正において、現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会(協力要請)について法令の規定が整備されるとともに、高額・悪質な無申告者等を特定するための情報について、国税当局が事業者等に報告を求める仕組みが整備されました(令和2年1月1日以後に行う協力要請や報告の求めについて適用)。

(1) 事業者等への協力要請

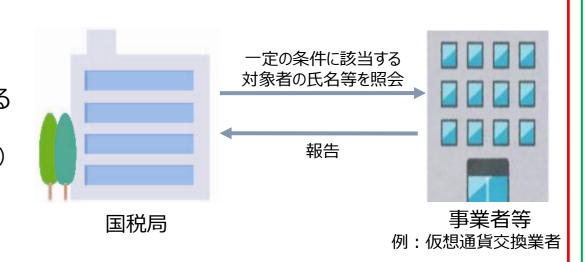
現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会について、税法上、国税当局が事業者等に対して協力を求めることができる旨が明確化。

(2) 事業者等への報告の求め

高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形による情報照会を行うことができる規定が整備されたもの。なお、事業者等に対して照会できる場合及び照会情報は限定されており、事業者等による不服申立て等も可能。

【照会できる場合】以下の全てを満たすこと

- 他の方法による照会情報の収集が困難であること(※ 法定調書や協力要請等により対象情報が入手できる場合は対象外)
- 申告漏れの可能性が相当程度認められること(以下の①~③のいずれかに該当する場合)
- ① 多額の所得(年間1,000万円超)を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
- ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
- ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合
- 求める情報の範囲や回答期限の設定に当たっては、相手方の事務負担に十分に配慮すること 【照会主体】
- 事業者等の所在地の所轄国税局長(※ 照会しようとする場合には、あらかじめ、国税庁長官の承認を受けなければならない。) 【昭会方法】
- 60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日までに書面による報告を求める 【照会情報】
- 対象者の氏名(又は名称)、住所(又は居所)、番号(個人/法人)(※ いずれも保有している限度で対象とする。) 【不服申立て等】
- 不服申立てや取消訴訟の対象として位置付け(※ 国税通則法上「処分」として位置付け) 【担保措置】
- 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



Ⅱ 課税・徴収の効率化・高度化

複雑困難事案への対応(新しい経済取引への対応等)

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保を目指します。

新分野の経済活動・取引例

(主な特徴・傾向)

- ①広域的・国際的取引が容易
- ②足が速い
- ③取引の実態が分かりにくい
- ④申告手続等に馴染みのない方の参入が容易



デジタルコンテンツ



ネット通販・ネットオークション



暗号資産 (仮想通貨)



ネット広告(アフィリエイト等)



シェアリングビジネス・サービス

適正申告のための環境作り

国税庁ホームページを通じた情報発信



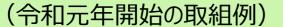
(掲載内容の例)

- ・確定申告等の税務手続
- ・取引に関する課税上の取扱い

納税者利便の向上

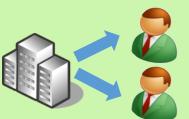






- ・スマホ専用画面で申告書作成
- ・QRコードを利用したコンビニ納付
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの 登録商標。

仲介事業者・業界団体を通じた適正申告の呼びかけ



(取組例)

- ・業界団体から会員各社(仲介事業 者)へ呼びかけ
- ・仲介事業者から利用者へ呼びかけ

プロジェクトチームの設置

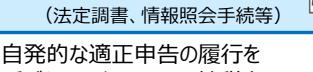


- ・全国税局・事務所に設置
- •関係部署の職員で構成

公開情報から 効率的に収集

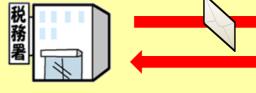
(インターネット等)

法的枠組みも利用して 非公開の有用情報を収集

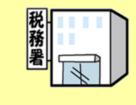


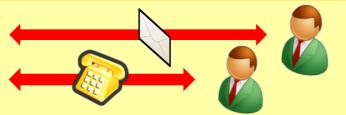
行政指導の実施

取引の有無・内容を確認(お尋ね)



自主的な申告内容の見直し・申告の必要性の確認を 要請(見直し・確認)





※効果的・効率的な実施のため担当部署の設置も検討

情報収集・分析の充実



各種情報を組み合わせて 課税上問題があると見込ま れる納税者を的確に把握





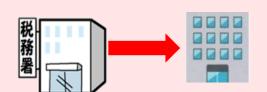


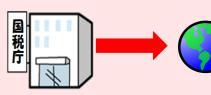




厳正な調査の実施

プラットフォーマー等からの証拠収集・事実認定





反面調查

外国当局への情報提供要請

ICT事案特有の証拠隠しへも対応



(例) デジタル・フォレンジックの活用



将来像実現に向けた情報システムの高度化の取組

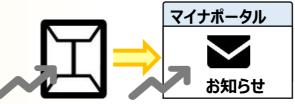
- 利用者中心の行政サービスを提供することによる「納税者の利便性の向上」
- 書面中心からデータ中心の事務へと転換を図ることによる「課税・徴収の効率化・高度化」

を実現するため、I C T 技術の動向を踏まえた**新たな機能の導入とシステム構造の最適化**による**情報システムの高度化**を目指す。

その際、ICT・AIの技術動向や働き方の多様化等の経済社会の変化等を踏まえ、将来像に掲げた取組について随時見直しを行う。

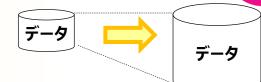
マイナポータル等を活用した利便性の向上

- 申告時期の案内等、ニーズに沿ったタイムリーな情報配信
- 各種控除証明書等、確定申告・年末調整に 必要な情報を一元的に確認し活用する仕組 みを順次導入



必要データの拡充(データの電子化・関係機関とのデータ連携等)

関係機関とのデータ連携による、添付書類の削減 (制度面等も併せて要検討)



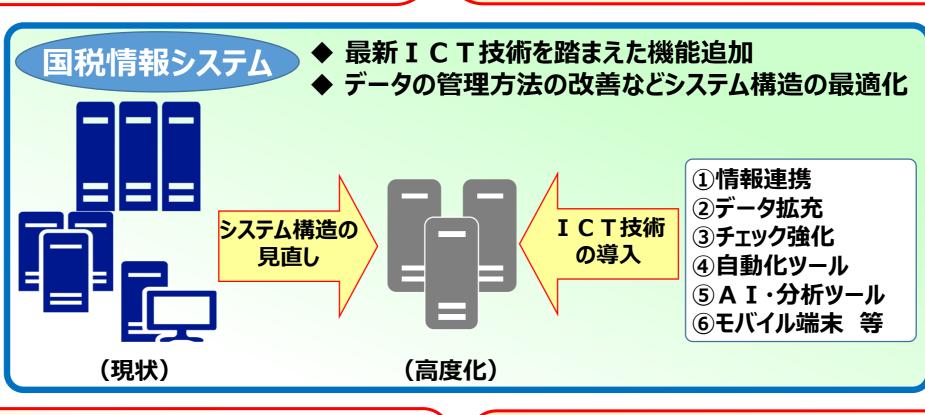
2

外国税務当局から日本の居住者の金融口座情報を入手する等、データ の拡充により適切な所得把握を行うことで、適正な課税・徴収を実現

システムチェックの強化

- 書面(紙)からデータ中心の 事務への転換(ペーパレス)
- 各種業務処理の簡便化





大量反復的な業務の自動化

- 業務処理時間の削減
- 削減された業務量は、納税者 サービスの充実や外務事務へ振 り向けるなど、全体として効率的 な資源配分を実現

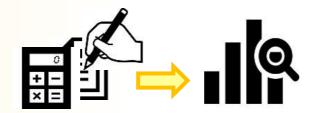






AIや分析ツールを活用した申告審理や調査選定

- より高度な調査選定や資力判定の実施
- 優先度判定、最適な接触方法の導出

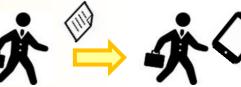


モバイル端末を活用した外部事務

● 実地調査や滞納整理における機動的かつ 効率的な事務処理の実施



モバイル端末



- (注) 1 システム面の検討に当たっては、最新の各種セキュリティ対策の導入等、極めて重要な納税者情報の取扱いに細心の注意を払います。
- (注) 2 本内容については、今後の検討や技術動向等を踏まえ、変更になる可能性があります。

6

参考計数①

【所得税の申告件数(各年分の申告件数)】

	平元	平29	平元との対比
申告件数 (万件)	1,697	2,198	+501 (約1.3倍)
うち還付 (万件)	659	1,283	+624 (約1.9倍)

【法人数(事務年度末時点)】

	平元	平29	平元との対比
法人数 (万法人)	235	311	+76 (約1.3倍)

【大規模法人数に占める連結法人割合(事務年度末時点)】

	平15	平29	平15との対比
連結法人数 (法人)	1,678	11,339	+9,661 (約6.8倍)
連結法人割合 (%)	4.6	35.4	+30.8Pt

※ 連結納税制度の導入は平成14年度。

【実調率(事務年度)】

	平元	平29	平元との対比
個人実調率 (%)	2.3	1.1	△1.2Pt
法人実調率 (%)	8.5	3.2	\triangle 5.3Pt

【定員数(会計年度)】

	平 9 (ピーク時)	平30	平9(ピーク時) との対比
定員数 (人)	57,202	55,724	△1,478 (約2.6%減)

【国外財産調書の提出件数(各年分の提出件数)】

	平25 (導入時)	平29	平25(導入時) との対比
国外財産調書 (件)	5,539	9,551	+4,012 (約1.7倍)
財産総額 (億円)	25,142	36,662	+11,520 (約1.5倍)

【申告所得税の所得金額が1億円超の者数(各年分の申告人数)】

	平20	平29	10年前との対比
所得金額1億円超(人)	15,139	23,250	+8,111 (約1.5倍)

【相続税の課税価格が1億円超の者数(各年分の申告人数)】

	平20	平29	10年前との対比
課税価格1億円超(人)	37,204	45,359	+8,155 (約1.2倍)

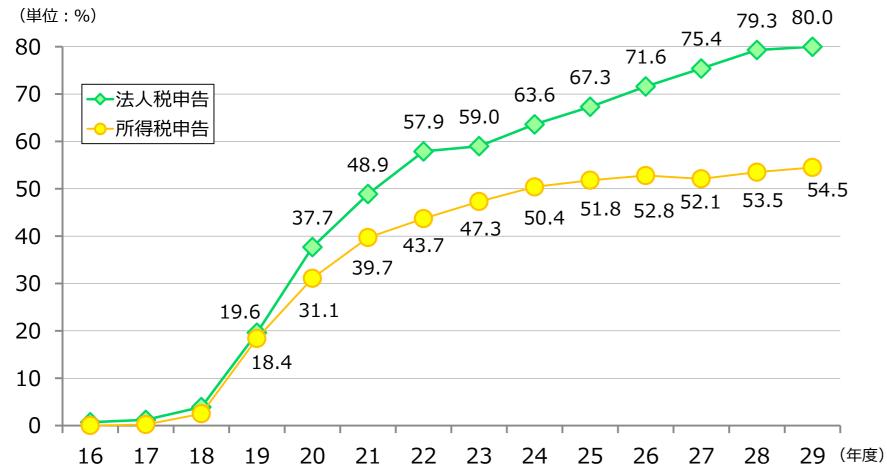
※ 上記の人数は、相続税額のある申告書に係るものである。

- ※1 事務年度とは、7月から翌年の6月末までの期間をいう。
 - 2「個人実調率」は、実地調査(平成20年分以降は実地着眼調査を含む。)の件数を、税額のある申告を行った納税者数で除したもの。
 - 3 「法人実調率」は、実地調査の件数を、決算期が到来した法人数で除したもの。

参考計数②

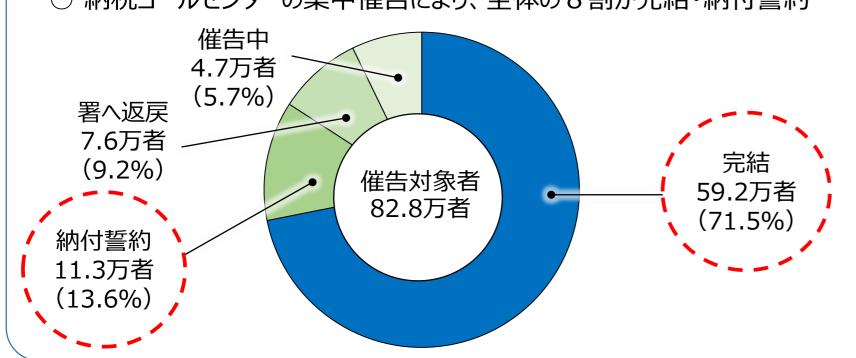
【e-Taxの利用率の推移(会計年度)】

○ 平成16年6月から全国で運用を開始



※ 平成30年7月時点において機械的に抽出した大法人の電子申告義務化の対象法人に係る 平成29年度の法人税申告のe-Tax利用率は66.1%である。

【納税コールセンターでの滞納整理状況(平成29年7月~平成30年6月)】 ○納税コールセンターの集中催告により、全体の8割が完結・納付誓約



Topics: e-Taxを利用した申告の拡大

- 平成30年分確定申告からe-Tax利用の簡便化のために「マイナンバーカード方式」、「ID・パスワード方式」が導入されました。
- その結果、平成30年分の所得税の確定申告では、納税者本人によるe-Taxを利用した申告人員が前年の確定申告期の実績を大きく上回りました。

(参考)納税者本人によるe-Taxの送信方式別の提出人員

	平29	平30
マイナンバーカード方式	-	473千人
ID・パスワード方式	-	639千人
従来の方式	515千人	88千人
合計	515千人	1,200千人

○ また、地方公共団体で受け付けた申告データをe-Taxで税務署に送信する「データ引継」については、地方公共団体への積極的な働き掛けにより、前年の確定申告期の実績を大きく上回りました。

	平29	平30
利用団体数	713団体	958団体
利用件数	455千人	866千人

○ e-Taxの利用やデータ引継の拡大による処理効率化で、納税者の皆様への還付が早期に行えるようになるとともに、税務当局側の事務量が削減されることから、引き続き、データ引継を含むe-Taxを利用した申告の推進に取り組んでいきます。

参考リンク

- 税務行政の将来像~スマート化を目指して~ https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2017/syouraizou/index.htm
- e-Taxの利用手続を簡便化します(個人の皆様向け) https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/kojin e-tax riyou2.pdf
- 大法人の電子申告の義務化の概要について http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm
- 法人の皆様向けの利便性向上施策 http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/sesaku.htm
- ダイレクト納付口座の複数利用の開始について https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/fukusu kaisi.htm
- 国際戦略トータルプラン-国際課税の取組の現状と今後の方向https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/strategy/index.htm
- シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応 https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/sharingueconomy_taio/index.htm
- このほかの取組についても、国税庁ホームページをご覧ください。 https://www.nta.go.jp/

税務手続の電子化に係る今後の取組・課題等(主なもの)

1. 税務手続のデジタル化(個人)

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
スマートフォン・ タブレットによる 電子申告	・スマートフォンなどに最適化したデザインの画面 (スマホ専用画面)を導入。対象は、年末調整済み の給与所得者で、医療費控除やふるさと納税などの 寄附金控除に係る還付申告をされる方 【平成31年1月~】	・スマホ専用画面の利用可能対象者を、2か所以上の給与 所得がある方、年金収入や副業等の雑所得のある方など にも拡大(所得控除には、基本的にすべて対応) 【令和2年1月~】
	・スマートフォンで作成した申告書は、税務署員との対面により本人確認を行った上で交付されたID・パスワードによる e-Tax 送信が可能【平成31年1月~】	・マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォン (Android のみ)を利用し、マイナンバーカードの電子 証明書を用いた e-Tax 送信を可能とする。【令和2年1月~】 (注) iPhone については、早期対応に向け関係機関と協議中 ・源泉徴収票の電子交付を促進しつつ、書面で交付された
		・源泉徴収票の電子交前を促進しつり、書面で交換されたものへの対応として、更なる利便性向上のため、「源泉徴収票等をスマホのカメラで撮影し、確定申告書等作成コーナーに自動入力できる機能」の開発について、技術的な課題も含めて検討【令和4年1月~(予定)】

[※] 本資料に掲載の各施策の内容や実施時期は、検討中のものや制度改正・予算措置が必要なものも含まれているため、今後変更する可能性ある。

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
年末調整手続の簡	・従業員は、保険会社等から保険料控除証明書等を書	・従業員は、保険会社等から電子的に交付された保険料控
便化	面で受領し、保険料控除申告書等(書面)を作成	除証明書等を、勤務先に対して電子提出が可能(平成 30 年度改正)【令和 2 年 10 月~】
	・勤務先は、従業員から提出された控除申告書等(書面)の検算・保管に事務負担	・勤務先は、検算・保管の事務負担が軽減
		・電子的に交付された控除証明書等を利用し、簡便・正確に控除申告書(データ)を作成するため、従業員向けに「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」を提供予定 【令和2年10月~】
		・控除証明書等情報を年末調整で利用できるよう、控除関係機関(保険会社等)が当該情報をマイナポータルに通知する。 【順次実施(控除関係機関(保険会社等)との協議必要)】

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
マイナポータルを 活用した確定申告 の簡便化	・納税者は、控除関係書類を書面で収受し、確定申告書を作成	
	・一定の控除関係書類(医療費通知、生命保険料控除証明書等)のデータについて、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で取り込む(申告書に自動入力する)ことが可能 【平成30年1月~】	・特定口座年間取引報告書についても、「確定申告書等作成 コーナー」で取り込む(申告書に自動入力する)ことを 可能とする。【令和2年1月~】
		・「確定申告書等作成コーナー」とマイナポータルを連携 (控除関係書類のデータをマイナポータル経由で一括入 手し、そのデータを確定申告書に自動入力する機能を開 発予定)【令和3年1月~】
		※ 控除関係書類データが発行者(医療保険者等)から納税者に対して電子的に交付されることが前提⇒ 控除関係書類データの電子交付の普及促進が必要
		 ※ 控除関係書類データの電子交付は、各発行者のホームページにログインしてダウンロードする形式や、電子メールの送受信により行われている。 ⇒ それらのデータをマイナポータルに集約した上、「確定申告書等作成コーナー」と連携(自動入力)する仕組みが必要
		併せて、収入関係のデータについても同様の仕組みの検討が必要

2. 税務手続のデジタル化(法人)

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
申告データの	・法人の電子申告の際の認証手続の簡便化	・財務諸表についても、データ処理の円滑化の観点からデータ
円滑な電子提	【平成 30 年 4 月~】	形式を柔軟化【令和2年4月~】
出のための環		
境整備	・イメージデータで送信された添付書類の紙原本の保存	・添付書類の提出方法の拡充(光ディスク等による提出)
	不要化【平成30年4月~】	【令和2年4月~】
	・法人税申告書別表(明細記載を要する部分)のデータ	・国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化
	形式の柔軟化【令和元年5月~】	【令和2年4月~】
	・e-Tax の送信容量の拡大【平成 31 年 1 月~】	・法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除 【令和2年3月~】
企業が行う手	<法人設立オンライン・ワンストップ>	
続のオンライ	・法人設立にあたり、国税・地方税・社会保険等の各手	・登記後の手続のオンライン・ワンストップ化を実現
ン・ワンスト	続を個別に実施	【令和元年度中】
ップ化		
		・登記手続も含め、全手続のオンラインワンストップ化を実 現【令和2年度中】

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
企業が行う手	<企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保	
続のオンライ	険・税手続のオンライン・ワンストップ >	
ン・ワンスト	・税、年金等の手続を個別に実施	・ロードマップ(※)を踏まえ、国税については、青色事業
ップ化		専従者給与に関する届出書等の9手続についてワンストッ
(つづき)		プ化を実現する。【令和2年 11 月~】
		・「最終整理」(※)においては、クラウドを活用したワンス オンリー化や、BPR を含めた企業保有情報の新しい提出方 法(例えば、クラウドに保管されている情報を各行政機関 がデータ参照する仕組み)に係るシステム構築計画を推進 することを検討することとされており、これらの仕組みが 構築されることを前提に税務手続についても活用を検討。 【令和3年度後半以降~】
		(※)「最終整理」とは、「企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理(2019 年(平成31年)4月18日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」をいい、「ロードマップ」とは、当該「最終整理」の別添資料をいう。

3. 税務相談の効率化・高度化、税務署窓口のスマート化

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
チャットボッ	・一般的な税務相談(一般相談)については、電	・国税庁HPヘチャットボットを試験導入し、給与所得者及び年金
トの導入	話相談センターで集中的に対応しているほか、	受給者の確定申告に係る簡易な質問への対応や、税務署の所在地
	国税庁HPのタックスアンサー等から情報提供	などの案内に対応【令和元年度中】
		・相談事例の蓄積・学習を繰り返しながら、順次対応範囲を拡大 【令和2年度中】
納付手段の多	・ダイレクト納付における複数金融機関の口座登	・キャッシュレス納付の推進(窓口納付の縮減)に向け、①積極的
様化・キャッ	録を可能化【平成30年1月~】	な利用勧奨・広報周知、②既存納付手段の改善(ダイレクト納付
シュレス化の		及び振替納税の届出の電子化等)、③情報技術の今後の動向を見
推進	・QR コードを利用したコンビニ納付の導入	据えた新たな納付手段の提供(多様化)に取り組む。
	【平成 31 年 1 月~】	【順次実施 (詳細は別添)】
		(参考)「未来投資戦略 2018」において、「キャッシュレス決済比率につ
		いて、平成39年(注:令和9年)までに4割程度とすることを目指
		しつつ、さらに将来的には世界的にも遜色のない比率とする」とされ
		ていることを踏まえ、令和7 (2025) 年までにキャッシュレス納付比
		率4割程度を目指す。

キャッシュレス納付の推進に向けた今後の取組

~スマート、スムーズ、スピーディな国税の納付を目指して~

現状と課題

- 国税の納付については、現状、全体の4分の3が金融機関や税務署の窓口で行われている。
- 納税者の利便性を向上させるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、キャッシュレス納付を推進していく必要。

(参考)国税の納付件数(手段別内訳:平成30(2018)年度実績)

金融機関窓口 3,110万件(69%) キャッシュレス納付 1,049万件(23%)

税務署窓口 148万件(3%) \コンビニ納付 207万件(5%) 2019年1月~ QRコードを利用した コンビニ納付導入

*「キャッシュレス納付」とは、現金(紙幣・硬貨)を使用しない納付方法を意味し、振替納税・ダイレクト納付・電子納税・クレジットカード納付の合計を指す。

中長期的な目標



具体的な取組

利用勧奨、広報・周知



- ・官民連携による周知強化
- ・関係団体等と協力したダイレクト 納付利用の働きかけ(注)

既存の納付手段の改善



・ダイレクト納付及び振替納税の 届出の電子化 新たな納付手段の提供(多様化)

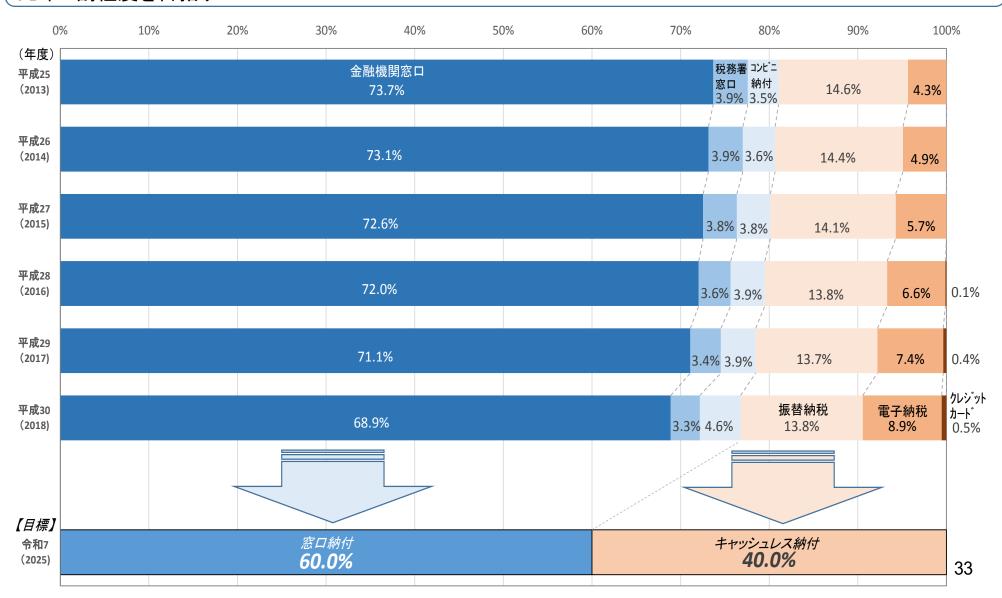


(技術動向の今後の動向を見据えた)

・新たな決済手段の活用

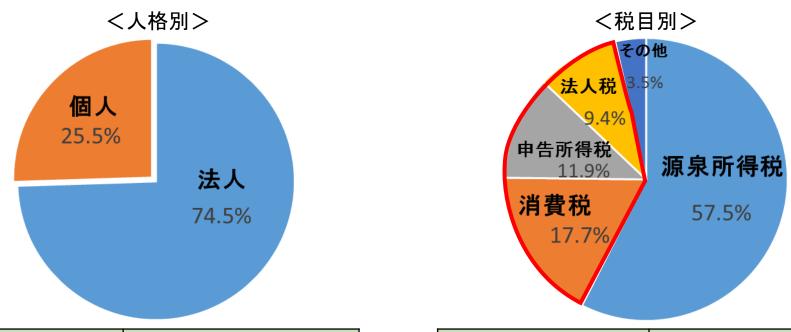
納付手段別納付割合の推移等

電子納税等(キャッシュレス納付)の割合は着実に増加しており、令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付 比率4割程度を目指す



金融機関・税務署での窓口納付の概況

窓口で納付している納税者の電子申告割合は高く、納付も電子納税等(キャッシュレス納付)が行われるよう、 ①利用勧奨、広報・周知、②既存の納付手段の改善、③新たな納付手段の提供(多様化)を推進。



人格	電子申告割合(注1、2)
法人 (消費税、法人税)	74.8%
個人 (消費税、申告所得税)	47.2%

法人税	75.6%
消費税(法人)	74.2%
申告所得税	44.7%
消費税(個人)	55.6%

電子申告割合(注1、2)

税目別

(注2)源泉所得税は、納付時に所得税徴収高計算書の提出も併せて行うことから、窓口納付分は全て書面によるものである。

⁽注1)窓口納付件数のうち、電子申告利用者の割合であり、平成29年度における納付実績と申告実績(平成31年4月末時点)をマッチングさせ 算出した推計値(書面申告と電子申告の両方を行っていた場合等の調整は行っていない)。 34

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応

令和元(2019)年6月 国 税 庁

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要

新分野の経済活動・取引例

(主な特徴・傾向)

- ①広域的・国際的取引が容易
- ②足が速い
- ③取引の実態が分かりにくい
- ④申告手続等に馴染みのない方の参入が容易



デジタルコンテンツ



ネット通販・ネットオークション



暗号資産 (仮想通貨)

情報収集・分析の充実



ネット広告(アフィリエイト等)



シェアリングビジネス・サービス

適正申告のための環境作り

国税庁ホームページを通じた情報発信



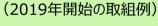
(掲載内容の例)

- ・確定申告等の税務手続
- ・取引に関する課税上の取扱い

納税者利便の向上







- ・スマートフォン専用画面で申告書作成
- ・QRコードを利用したコンビニ納付

仲介事業者・業界団体を通じた適正申告の呼びかけ



(取組例)

- ・業界団体から会員各社(仲介事業者)へ呼びかけ
- ・仲介事業者から利用者へ呼びかけ

プロジェクトチームの設置

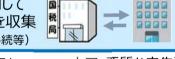


- ・全国税局・事務所に設置
- •関係部署の職員で構成

公開情報から 効率的に収集 (インターネット等)

法的枠組みも利用して 非公開の有用情報を収集

(法定調書、情報照会手続等)



各種情報を組み合わせて 課税上問題があると見込ま れる納税者を的確に把握







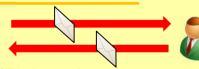


自発的な適正申告の履行を 呼びかける必要のある納税者

行政指導の実施

取引の有無・内容を確認(お尋ね)





自主的な申告内容の見直し・申告の必要性の確認 を要請(見直し・確認)





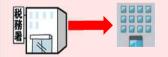
※効果的・効率的な実施のため担当部署の設置も検討

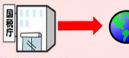
大口・悪質な申告漏れ等が見込まれる納税者



厳正な調査の実施

プラットフォーマー等からの証拠収集・事実認定







外国当局への情報提供要請

ICT事案特有の証拠隠しへも対応



(例) デジタル・フォレンジックの活用

背景

1990年代以降、パソコンをはじめとする情報処理機器やインターネット等の情報通信ネットワークの発展・普及に伴い、電子的な情報通信を利用した商品の売買やサービスの提供など(いわゆる電子商取引)が行われるようになりましたが、近年、ICT化が更なる発展を続けており、それに伴い、ビジネスの実態は大きく変化しています。

例えば、インターネットの通信規格が飛躍的に高速化し、これとあいまって、データやアプリケーション等のコンピューター資源をネットワーク経由で利用する「クラウドサービス」が普及を続けており、こうした変化により、例えば、デジタル・コンテンツの配信・利用など、ネットワークを通じて(従来は見られなかった)多様な取引が可能となっています。

また、スマートフォンやタブレット端末の普及により、事業者のみならず、消費者もネットワークを容易に利用できるようになり、働き方の多様化もあいまって、個人等が保有する 活用可能な資産等をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して提供する活動(いわゆるシェアリングエコノミー)や暗号資産(仮想通貨)取引等が増加してきています。

加えて、ネットワーク上では、例えば、広告料収入のみで運営され消費者が無償で利用できる、動画や音楽等のコンテンツ配信、スマートフォンの各種アプリケーション等も普及してきています。

以上のような取引は、ネットワーク上で行われているものであり、①広域的・国際的な取引が比較的容易である、②足が速い、③無店舗形態の取引やヒト・モノの移動を伴わない取引も存在するなど外観上、取引の実態が分かりにくい、④申告手続等に馴染みのない方も参入が容易である、などといった特徴を有しており、こうした取引に対しては、国税庁として的確に対応しなければ、適正な申告を行っていない納税者を見過ごすことになりかねません。

現に、国税局・税務署においてこれまで実施した調査において、動画配信、暗号資産(仮想通貨)取引、インターネット上のプラットフォーマーを介した売買、インターネット 広告(アフィリエイト等)により多額の利益を得ているにもかかわらず、申告がなされていない事例なども散見されており、国外からのデジタルコンテンツ配信等の役務提供に係る消費税(いわゆるクロスボーダー消費税)を申告していない国外事業者も把握されています。

一方、諸外国においても、こうした新たな経済活動に対する適正申告や適正課税の方策が課題とされており、こうした課題について、OECD税務長官会議(FTA)において議論されてきました。本年3月には、こうした議論の成果が報告書として取りまとめられ、適正申告や適正課税を確保するための種々の方策が示されています。

これまで、国税庁においては、インターネットを介した取引について、全国税局・沖縄国税事務所に設置している「電子商取引専門調査チーム」を中心に、情報収集・分析等に取り組んできたところですが、以上のような環境変化を踏まえ、今後はシェアリングエコノミー等の新たな分野の経済活動にも的確に対応する必要があると考えています。

具体的には、こうした分野に係る情報収集を拡充し、収集した情報の分析機能を高めることにより、課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、適正な課税の 確保に向けて、行政指導も含めた更なる取組が必要であると考えています。

情報収集・分析の充実

(1) 法的な枠組みの積極活用

国税庁では、課税上有効な情報を収集するため、事業者等に対して任意の協力を求め、必要な情報を照会していますが、取引を行う納税者の特定や情報の収集が困難なケースも存在してきたところです。しかし、暗号資産(仮想通貨)取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、令和元(2019)年度税制改正において、現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会(協力要請)について法令の規定が整備されるとともに、高額・悪質な無申告者等を特定するための情報について国税当局が事業者等に報告を求める仕組みが整備されました(令和2(2020)年1月1日以後に行う協力要請や報告の求めについて適用)。

また、海外取引や海外資産を把握する観点からは、国外送金等調書や国外財産調書をはじめとした各種の法定調書制度が設けられているほか、租税条約等に基づく 外国の税務当局との情報交換の枠組み(CRSに基づく金融口座情報の自動的情報交換等)が設けられています。

国税庁としては、こうした法的な枠組みを積極的に活用して、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に関する情報収集に努めていきます。

(2) プロジェクトチームの設置等

国税庁においては、全国税局・沖縄国税事務所に設置している「電子商取引専門調査チーム」を中心に、いわゆる電子商取引に関する情報収集・分析等に取り組んできたところですが(平成29事務年度情報収集件数:60万件程度)、シェアリングエコノミー等の新たな分野の経済活動にも的確に対応するため、令和元(2019)年7月からは、「電子商取引専門調査チーム」をはじめ、関係部署の指名された職員で構成されるプロジェクトチームを全ての国税局・沖縄国税事務所に設置し、国税局・事務所間や関係部署間で緊密な連携・協調を図り、情報収集・分析等の取組を強化していきます(全国で200人規模を予定)。

(3) ICTの積極活用

これまでも国税庁においては、あらゆる機会を通じて課税上有効な情報の収集に努めてきましたが、今後はインターネット上で公開されている情報を効率的に収集する技術など、新たなICTの活用を進めるとともに、デジタル・テクノロジーに精通した人材の育成・登用を進めます。

また、大量で様々な情報を有効に活用していくため、こうした情報を一元的に管理し、マイナンバーや法人番号をキーとして資料情報の横断的な活用を目的としたシステムの整備にも取り組んでいます(令和2(2020)年1月開始予定)。

国税庁としては、こうしたシステムも活用して各種の情報を組み合わせた情報分析の充実を図り、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動について課税上問題があると 見込まれる納税者を的確に把握し、適正課税の確保策(行政指導や調査の実施)へとつなげていきます。

効果的・効率的な適正課税の確保策の実施

(1) 適正申告のための環境作り

国税庁においては、①国税庁ホームページを通じた申告等の税務手続や取引に関する課税上の取扱いの情報発信、②申告・納付手続の利便性の向上、③仲介事業者や業界団体等を通じた適正申告の呼びかけを実施することにより、適正申告のための環境作りに取り組んでいます。

このうち、手続の利便性の向上については、本年、年末調整済みの給与所得者(1か所からの支払のみ)に対して利用可能な「スマートフォン専用画面」の提供を開始しましたが、副業や兼業をされる方等が増加傾向にあることも踏まえ、来年は、利用可能対象者の範囲を副業等の雑所得のある方、2か所以上の給与所得のある方等にも拡大することを予定しています。また、本年から導入したQRコードを利用したコンビニ納付の普及にも努めてまいります。

加えて、業界団体等を通じた適正申告の呼びかけについては、既に、一般社団法人日本仮想通貨交換業協会や一般社団法人シェアリングエコノミー協会を通じて、会員各社及びその利用者に対して、適正申告に向けた働きかけを行っているところですが、今後は、様々な取引についても、仲介事業者や業界団体等を通じた積極的な周知広報等を行っていきます。

(2) 行政指導の実施

課税上問題があると見込まれる納税者のうち、自発的な適正申告の履行を促す観点から必要があると認められる納税者に対しては、お尋ね文書を送付するなどして、取引の有無やその内容について確認するといった対応を進めていきます。

その上で、修正申告や期限後申告が必要ではないかと思われる納税者に対しては、自主的な申告内容の見直しや申告の必要性の確認を要請することとします。なお、こうした行政指導を効果的・効率的に実施するため、担当部署を設置することも検討していきます。

(3) 厳正な調査の実施

大口・悪質な申告漏れ等が見込まれる納税者に対しては、厳正な調査を実施していきます。

こうした調査において必要がある場合には、反面調査や租税条約等に基づく外国当局への情報提供要請を行い、的確に証拠収集や事実認定を行います。また、調査で デジタル・データを取り扱う必要がある場面などにおいては、国税局及び税務署に配置された情報技術専門官も必要に応じて対応し、デジタル・フォレンジックなどの手法・技術も活用しながら、的確な証拠の保全に努めていきます。

なお、調査等実施後も申告状況を確認し、適正な申告が行われていない納税者に対しては、必要に応じて行政指導を実施するなどして、自発的な適正申告の履行を 促し、適正な課税の確保に努めていきます。

【取組事例1】 周知広報施策①

【取組施策1】(業界団体と協同した確定申告広報)

○ 業界団体による確定申告セミナーを後援

一般社団法人シェアリングエコノミー協会「確定申告2019!はじめてのシェアエコ確定申告入門講座」の後援・講師派遣。

【確定申告入門講座の模様】



出所:シェアリングエコノミー協会ホームページ (https://sharing-economy.jp/ja/news/20190131/)

○ 国税庁と業界団体が協同し、業界団体による次の周知・広 報を実施

- ・ 業界団体・会員企業等ホームページに確定申告特集ページ へのリンクを掲載。
- ・ プラットフォーマーよりサービスの利用者(民泊事業者、シェアワーカー等)に対して、適正申告を呼びかけるよう*、協会会員(プラットフォーマー)へ依頼。
- ※ 確定申告に関する情報として、国税庁ホームページ(確定申告特集・タックスアンサー)等 を案内

【リンク例】

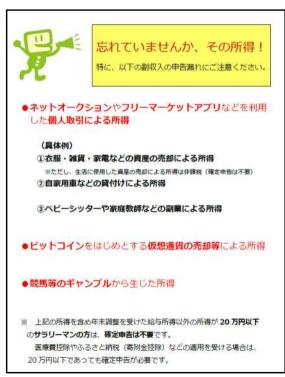


【取組事例2】 周知広報施策②

【取組施策2】(国税庁ホームページへの掲載等)

○ 「確定申告においてご留意いただきたい事項」の掲載

副収入の申告漏れへの注意喚起として、ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得、ビットコインをはじめとする仮想通貨の売却等による所得がある場合に、原則確定申告が必要な旨を国税庁ホームページに掲載。



○「仮想通貨の計算書」の掲載等

適正申告に資するよう、一般社団法人日本仮想通貨交換業協会を通じて、仮想通貨交換業者が利用者に対して年間取引報告書を交付することを依頼しており、利用者が年間取引報告書を基に所得を計算できる「仮想通貨の計算書」を国税庁ホームページに掲載。



(参考) 年間取引報告書を活用した仮想通貨取引に係る申告手続の簡便化 (イメージ)

【平成29年分の確定申告】



交換業者A



交換業者B

①仮想通貨取引の情報

を自身で収集

①一部の交換業者は年間取引

・仮想通貨同士を交換した場合 ・仮想通貨で商品を購入した場合

の明細を提供しているが、

などの記載内容が区々



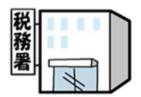
- ②仮想通貨の所得を自身で計算
- ※100回取引を行った者は自身で 100回分を集計
- ※複数の交換業者で取引を行った 者は全ての取引を自身で集計



③仮想通貨の所得を 確定申告書に記載



④確定申告書を 電子又は郵送 で提出



【平成30年分の確定申告】



交換業者A



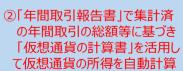
交換業者B

①年間取引報告書の交付

①年間取引報告書の交付 ※記載内容を統一



納税者



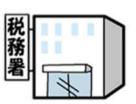


③仮想通貨の所得を 確定申告書に転記

※交換業者に要請すれば、個々の取引 履歴データを受領することができるため、 そのデータと自動計算アプリ等を用いて 所得計算をすることも可能

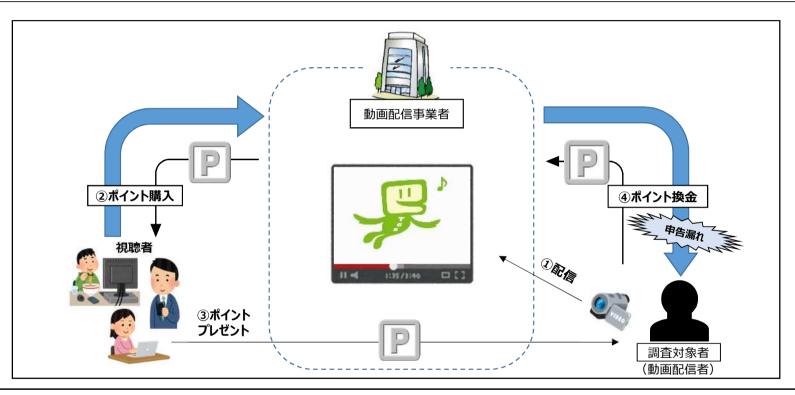


④確定申告書を 電子又は郵送 で提出



【取組事例3】調查事例①

事例1 動画配信に対する調査事例

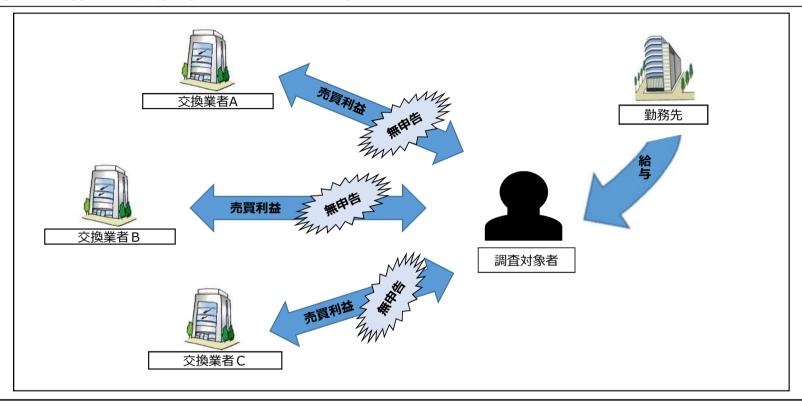


調査対象者は、動画配信事業者を通じて動画配信を行っている。動画の視聴者は、動画配信事業者からポイントを購入し、気に入った動画配信者にプレゼントすることができる。動画配信者は、視聴者からプレゼントされたポイントを動画配信事業者を通じて換金することができるところ、調査対象者のプレゼントされたポイントの総額が申告額を大幅に上回ることが想定されたため、調査を実施した。

調査の結果、視聴者からプレゼントされたポイントのうち、換金していないものについて申告していないことが判明した。

【取組事例4】調査事例②

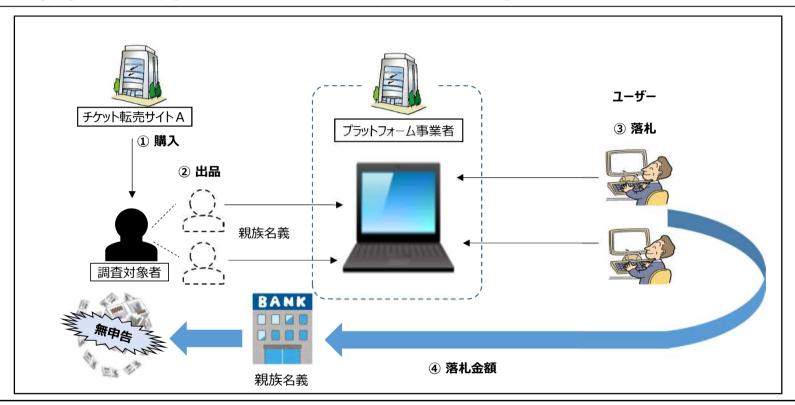
事例2 暗号資産(仮想通貨)取引に対する調査事例



調査対象者については、暗号資産(仮想通貨)取引で多額の売買利益を得ていることが想定されるにもかかわらず無申告であったため、調査を実施した。 調査の結果、給与収入を原資として、複数の交換業者を通じて暗号資産(仮想通貨)取引を行っており、これらの取引で得た利益について申告をしていないことが判明した。

【取組事例5】調査事例3

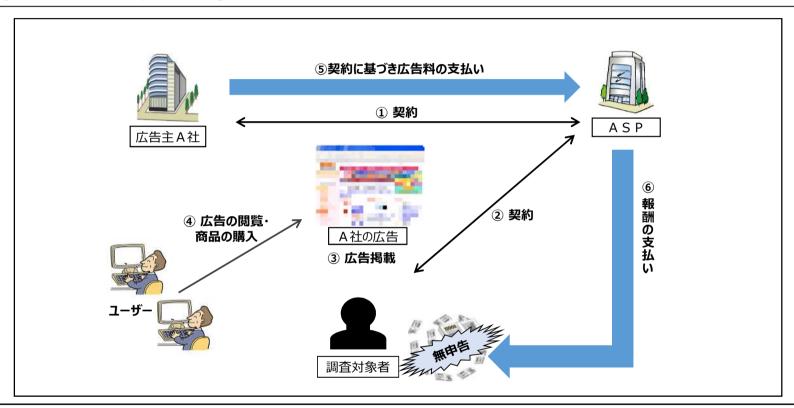
事例3 インターネット上のプラットフォーマーを介した売買に対する調査事例



調査対象者については、チケット転売サイトで購入したチケットを、ネットオークションに出品・売却することで、多額の利益を得ていることが想定されたため、調査を実施した。 調査の結果、オークションサイトのID登録のほか、決済口座も親族名義を利用することで、自分の名前が一切表面に出ないよう画策し、申告義務を逃れていたことが 判明した。

【取組事例6】調查事例4

事例4 アフィリエイターに対する調査事例

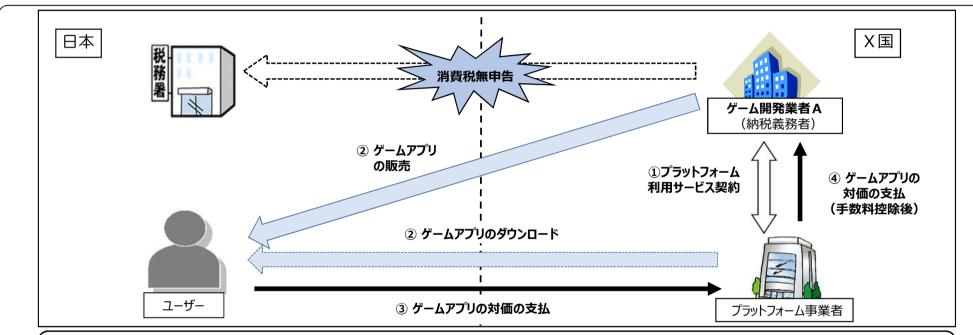


調査対象者については、A S P (Affiliate Service Provider)を通じて、多額のアフィリエイト報酬を得ていることが想定されたため、調査を実施した。 調査の結果、アフィリエイトで稼いだ利益について申告をしていないことが判明した。

※ASPは、広告を掲載してもらいたい広告主(A社)と広告を掲載したいアフィリエイター(調査対象者)を仲介する役割を担う業者。

【取組事例7】調査事例⑤

事例5 クロスボーダー消費税(BtoC取引)の調査事例



国外からのデジタルコンテンツ配信等の役務提供に係る消費税(「クロスボーダー消費税」)に関し、消費者向けの取引(「BtoC取引」)については国外事業者に申告納税義務が課されるところ、多くの国外事業者が日本市場に参入している「ゲーム配信」業界について、国内の売上ランキングが上位のゲームアプリを開発・販売している国外事業者に関する情報の収集・分析を行った。

その結果、プラットフォーム事業者を通じて日本のユーザーに対しゲームアプリの配信を行っているゲーム開発業者 A (国外事業者)の消費税が無申告となっている事実を把握した。

ゲーム開発業者Aに対し、日本のユーザーに対するゲームアプリの配信の対価は消費税の課税対象である国内取引に該当することを指摘したところ、消費税の期限後申告書が提出された。

国税庁は、無申告の国外事業者を把握するため、①電子商取引に着目したインターネット情報等の分析・検討、②外国税務当局との間の情報交換等による連携・協調、などにより、あらゆる機会を通じて情報の収集を行うとともに、その実態の解明に努めています。

また、OECD(経済協力開発機構)における「付加価値税の徴収に係るデジタルプラットフォームの役割」に関する議論等も踏まえて、今後も積極的な対応を図っていきます。

【参考1】「シェアリング&ギグエコノミー:プラットフォームユーザーに係る課税の実効性」報告書(概要)

- 2019年3月、OECD税務長官会議(FTA)は「シェアリング&ギグエコノミー:プラットフォームユーザーに係る課税の実効性」報告書を公表。
- 同報告書には、各国の税務当局がプラットフォームユーザーに係る課税の実効性を確保するために採り得る取組及び今後のFTAの作業方針等が記載されている。

【課税の実効性を確保するために採り得る主な取組】

- 1. 自主申告の向上に向けた取組
- ▶ 申告納税の必要性等について一般的な情報提供 プラットフォーマーを介した情報提供はより効果的
- ▶ ユーザーの取引に関する情報を個別に情報提供
- 2. 国内のプラットフォーマーに対する義務付け
- ▶ 税務当局に対してユーザーの取引に関する情報を報告 ユーザーの身元の正確な特定が必要 多国間での情報交換を見据えた場合には、テンプレートの共通化が有益
- ▶ 源泉徴収の導入
- 3. 多国間での情報交換
- ▶ 租税条約等に基づき、国外のプラットフォーマーを利用しているユーザーに関する情報交換

【今後のFTAの作業方針】

- 1. モデル行動規範の策定
- : ユーザーの自主申告を促進するため、プラットフォーマーのモデル行動規範の策定に向け、プラットフォーマーの意見を踏まえつつ、FTAメンバー間で共同作業を進める。
- 2. 税務リスク特定に係るエビデンス・ベースの構築等
 - : シェアリング&ギグエコノミーに関する税務リスクの規模や、それに応じたコンプライアンス確保策について知見を深める。
- 3. 報告に係る標準モデルの策定
- : プラットフォーマーから税務当局に対するユーザー情報の報告に係る標準モデルが策定される場合には、執行の立場から提言を行う。

【参考2】情報照会手続の整備(令和元年度税制改正)

暗号資産(仮想通貨)取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、令和元(2019)年 度税制改正において、現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会(協力要請)について法令の規定が整備されるとともに、高額・悪質な無申告者等を特定す るための情報について、国税当局が事業者等に報告を求める仕組みが整備されました(令和2(2020)年1月1日以後に行う協力要請や報告の求めについて適用)。

(1) 事業者等への協力要請

現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会について、税法上、国税当局が事業者等に対して協力を求めることができる旨が明確化された。

(2) 事業者等への報告の求め

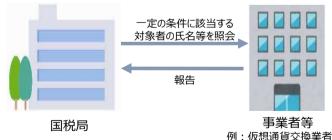
高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形による情報照会を行うことができる規定が整備されたもの。なお、事 業者等に対して照会できる場合及び照会情報は限定されており、事業者等による不服申立て等も可能となっている。

【照会できる場合】以下の全てを満たすこと

- 他の方法による照会情報の収集が困難であること(※法定調書や協力要請等により対象情報が入手できる場合は対象外)
- 申告漏れの可能性が相当程度認められること(以下の①~③のいずれかに該当する場合)
 - ① 多額の所得(年間1,000万円超)を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
 - ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
 - ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合
- 求める情報の範囲や回答期限の設定に当たっては、相手方の事務負担に十分に配慮すること

【照会主体】

- 事業者等の所在地の所轄国税局長(※照会しようとする場合には、あらかじめ、国税庁長官の承認を受けなければならない。) 【照会方法】
- 60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日までに書面による報告を求める 【照会情報】
- 対象者の氏名(又は名称)、住所(又は居所)、番号(個人/法人)(※いずれも保有している限度で対象とする。) 【不服申立て等】
- 不服申立てや取消訴訟の対象として位置付け(※国税通則法上「処分」として位置付け) 【担保措置】
- 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



スマホ×確定申告 ~ ネクストステージ ~

進化するスマート申告!

スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。



開発中の画面ですので、実際の画面と異なる場合があります。

スマホでみやすい専用画面

令和2年1月から、副業等の雑所得のある方、2か所以上の給与所得のある方など、スマート フォン専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

e-Taxで手続完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

Point!

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。







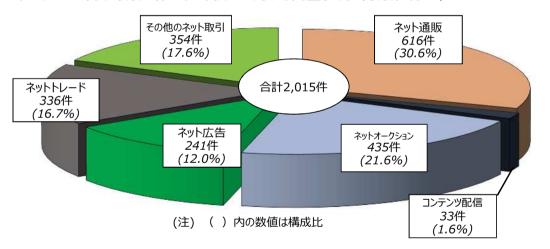




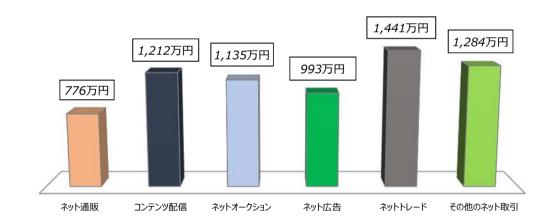
【参考4】 平成29事務年度 所得税等の調査事績の概要 (抜粋)

インターネット取引を行っている個人に対する取組

- インターネット取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、平成30事務年度においても積極的に調査を実施します。
- 平成29事務年度においては、実地調査(特別・一般)を2,015件(平成28事務年度1,956件)実施し、1件当たりの追徴税額は約186万円、総額で約37億円を追徴課税しました。
- インターネット取引を行っている個人に対する調査状況(取引区分別)



○ 1件当たりの申告漏れ所得金額(取引区分別)



(参考)

- 1 ネット通販・・・事業主が商品を販売するためのホームページを開設し、消費者から直接受注する販売方法(オンラインショッピング)による取引
- 2 コンテンツ配信・・・インターネットを利用して行われる電子化された音楽、静止画、動画、書籍、情報等のダウンロード取引又は配信提供に係る取引
- 3 ネットオークション・・・インターネットを利用して行われるオークション取引
- 4 ネット広告・・・ホームページ、電子メール、検索エンジンの検索結果画面等を利用して行われる広告関連取引
- 5 ネットトレード・・・インターネットを利用して行われる株、商品先物又は外国為替等の取引
- 6 その他のネット取引・・・出会い系サイトの運営など、1~5に該当しない取引